

令和8年度(2026年度)第1回函館市障がい者計画策定推進委員会 会議録要旨

- 日 時 令和8年(2026年)6月17日(水)午後6時から午後7時10分まで
- 場 所 函館市役所8階 第2会議室
- 出席委員(14名)
阿部委員, 石井委員, 河村委員, 河原井委員, 酒井委員, 佐藤委員, 島委員,
相馬委員, 高橋委員, 納谷委員, 野澤委員, 野村委員, 廣畑委員, 松田委員
- 事務局職員
保健福祉部 氣田部長
障がい保健福祉課 岩島課長, 民谷主査, 三浦主査, 加我主査, 吉田主査, 瀬尾主任主事

○ 会議内容

1 開会(午後6時)

【吉田主査】

それでは定刻になりましたので、ただいまから令和8年度、第1回函館市障がい者計画策定推進委員会を始めます。私の名前は吉田と申します。よろしくお願いします。

それでははじめに、函館市保健福祉部長の氣田から皆様にご挨拶を申し上げます。よろしくお願いいたします。

2 部長挨拶

【氣田部長】

皆様、こんばんは。改めまして函館市保健福祉部長の氣田でございます。本日はお忙しい中、障がい者計画策定推進委員会にご出席いただきまして、誠にありがとうございます。日頃より本市の障がい福祉行政の推進にご協力いただき心より感謝申し上げます。

この会議は、障害者基本法に基づき函館市の障がい者施策を総合的かつ計画的に進めるための審議機関でございまして、今年の5月には委員の改選を行ったところでございます。前回から引き続き委員を務めてくださっている方々、また、新たにご就任いただいた委員の皆様には、函館市の保健福祉の発展にお力添えをいただければと存じます。

さて、昨年6月に国の手話施策推進法が施行されました。本市でも、来月7月から函館市障がい者コミュニケーション条例と、函館市手話言語条例が施行される予定でございまして、これによりまして、障がい特性に応じたコミュニケーション手段の利用促進や、手話は言語であるという認識の普及に取り組んで参りたいと考えてございます。

また、今年度は令和9年度からスタートする第3次函館市障がい基本計画と第8期函館市障がい福祉計画を統合した新たな計画の策定年度となっております。策定に当たりましては、現在の課題や今後の方向性について、委員の皆様から様々なご意見をいただきながら、進めて参りたいと考えております。短期間で集中した議論をお願いすることになりますけれども、ご理解とご協力を賜りますようお願いいたします。本日はどうぞよろしくお願いいたします。

3 委員紹介

【吉田主査】

本日は、委員改選後の第1回目の委員会ということでもございますので、委員の皆様をお1人ずつ順にご紹介させていただきたいと思っております。函館市身体障害者福祉団体連合会会長の佐藤委員でございます。函館特別支援教育研究会会長の阿部委員でございます。函館地域障害者自立支援協議会の河村委員でございます。函館公共職業安定所統括職業指導官の河原井委員でございます。函館市民生児童委員連合会障がい者福祉部会部会長の酒井委員でございます。函館手をつな

ぐ親の会会長の相馬委員でございます。函館市身体障害者福祉団体連合会の石井委員でございます。公募委員の高橋委員でございます。函館精神障害者家族会愛泉会会長の納谷委員でございます。障害児・者を守る函館地区連絡協議会会長の野澤委員でございます。函館市社会福祉協議会評議員の野村委員でございます。北海道教育大学教育学部函館校の廣畑委員でございます。北海道難病連函館支部事務局長の松田委員でございます。函館市身体障害者福祉団体連合会副会長の島委員でございます。なお、函館市医師会の川口委員につきましては、事前に欠席のご連絡をいただいております。

4 事務局紹介

【吉田主査】

次に本日出席しております事務局の職員を紹介いたします。障がい保健福祉課長の岩島でございます。相談支援精神保健担当主査の民谷でございます。給付管理担当主査の三浦でございます。社会参加事業担当主査の加我でございます。同じく社会参加事業担当の瀬尾でございます。以上、事務局を紹介させていただきました。どうぞよろしくお願いいたします。なお、今年度は、計画策定支援のため、株式会社サーベイリサーチセンターの方に業務委託をしておりますので、あらかじめご了解をお願いいたします。

本日の協議事項に入る前に、お手元の資料の確認をさせていただきます。会議次第、委員名簿、座席表のほか、事前にお送りしております資料1、障がいのある人の現状について、資料2、障害福祉サービス等の事業所整備状況、資料3、第8期障がい福祉計画に係る国の基本指針について、資料4、はこだて障がい福祉プラン策定方針について、資料5ははこだて障がい福祉プラン策定スケジュールについて、本日の資料については以上となっておりますが、不足などがございましたらお申し出ください。

それでは引き続き、会議次第に従いまして進めてまいります。本日の会議は午後7時半頃までを予定しておりますので、ご協力をお願いいたします。また、この委員会は公開することを原則としておりますので、ご了解のほどよろしくお願いいたします。

5 協議事項

(1) 会長副会長の選出について

【吉田主査】

それでは、次第の5協議事項(1)会長・副会長の選出についてでございます。委員会設置要綱第4条第2項の規定により、会長は委員の互選により定めることとなっておりますが、事務局案といたしましては、昨年度まで、当委員会の会長を務めてこられた佐藤委員にお願いしたいと存じますが、皆様いかがでしょうか。異議がないようですので、会長は佐藤委員にお願いいたします。

それでは佐藤委員は、中央の会長席へ移動をお願いいたします。続きまして、委員会設置要綱第4条第3項の規定により、副会長については会長が指名することになっておりますので、会長から指名をお願いいたします。

【佐藤会長】

佐藤です。どうぞよろしくお願いいたします。先に今事務局から話があったように、副会長の指名をさせていただきたいと思います。副会長は、私が当日欠席した時に、会の進行を代わってやっていただくということでお願いするわけですが、今までもずっとお願いをしていた自立支援協議会の河村委員にお願いしたいと思います。河村委員よろしいでしょうか。ありがとうございます。

【吉田主査】

ご指名がありましたので、副会長を河村委員にお願いしたいと思います。

河村委員は副会長席へ移動をお願いいたします。それではここで佐藤会長からご挨拶をお願いいたします。

【佐藤会長】

改めて佐藤です。今日は手話通訳者が入っておりますので、発言の時、最初に名前などを言うようにしたいということで、もう聞き飽きたよって言わないで、佐藤ですって聞いてください。また、会長というお話で、今日は異議が出るかな、3年ごとの任期ですので、毎回そう思ってるんですけども。今回も引き続き会長職を務めさせていただきたいと思います。長いこの委員会の中で、ずっと計画を策定してきました、一定の基本的なものができ上がってきていて、それを修正しながら、その時代に合った計画を立てていく。そういったふうに私も認識をしているところです。部長のご挨拶の中にもありました、手話言語条例、障がい者コミュニケーション条例がもうすぐ7月1日から施行される。それに合わせた様々なことも今されております。この市役所1階市民ホールでも関係するパネル展示もしております、今日早めに来て、こういったパネルがあるのかなと見させていただきました。そういった形で改めて、こういう条例はどんなのかって、何を目的として条例を作っているのか。ということを紹介することになるんですけども、この委員会でも、それらに関するいろんな情報を共有したり、いろんな形で当事者団体が行動してきたという歴史もあります。そういったものが1つ1つ形になってきてる、そんなふうに思っております。今日は今期1回目の委員会ですけども、来年から6ヵ年計画で行う計画の策定が今年度行われるということで、私たちの任期は3年ですけども、このメンバーできっちりとした、議論をして良い計画案を作っていきたいとそのように思っていますので、どうぞよろしくお願いをしたいと思います。それでは、会議次第に従って進めて参りたいと思います。

【吉田主査】

それでは、これからの会議につきましては、会長を議長として、進めていただきますので、よろしくお願いいたします。

【佐藤会長】

佐藤です。この後質疑で、皆様の発言を伺いますけれども、必ず名前等を名のっていただいて、発言をしていただきたいということと、発言する人がだぶらないように注意して、発言をしていただきたいと思います。それでは報告事項ですが、第1番目の（1）にあります、障がいのある人の現状についてということと、（2）の障害福祉サービス等の事業所整備状況について、事務局から説明をいただきたいと思います。

6 報告事項

【吉田主査】

（「資料1_障がいのある人の現状について」、「資料2_障害福祉サービス等事業所整備状況」に基づき説明）

【佐藤会長】

ありがとうございます。資料1と2について事務局から説明をしていただきました。

この件に関して、ご質問、ご意見ございましたら、出していただきたいと思います。ご意見、ご質問ある方は挙手と、できたらはいと声をかけていただければ、マイクを持てきますのでよろしいでしょうか。質問についてはないということで進めて参ります。

それでは次について、国の指針の見直しについて、（3）の資料について、事務局から説明をしていただきたいと思います。よろしくお願いします。

【吉田主査】

（「資料3_国の基本指針の見直しについて」に基づき説明）

【佐藤会長】

ありがとうございました。資料3について説明をしていただきました。この件に関して、ご意見ご質問、ある方は発言をしていただきたいと思います。特に、よろしいでしょうか。それでは、意見がないということで、このままでいくとすぐ終わりそうな気がするんですけど、積極的に、ご意見出していただければありがたいかなと思いますけれども。それでは引き続いて（4）のはこだて障がい福祉プラン策定についてと、（5）のはこだて障がい福祉プラン策定スケジュールについて事務局から説明をしていただきたいと思います。

【吉田主査】

（「資料4_はこだて障がい福祉プラン策定方針について」、「資料5_はこだて障がい福祉プラン策定スケジュール」に基づき説明）

【佐藤会長】

ありがとうございました。今日を皮切りに新たな計画を策定する、そのことについて、資料4・5に基づいて説明をしていただきました。この件について、皆さん方からご意見、ご質問あれば出していただきたいと思います。

【廣畑委員】

廣畑です。先ほどご説明いただいた中で資料4に関してなんですけれども、この計画の名前がはこだて障がい福祉プランという名称として示されていたと思います。障がい福祉っていう概念は、これはちょっとおかしな、要は日本語として成立しない概念で、障がい者福祉ってなると障がい者の福祉、ないしは障がい者のための福祉というふうに日本語で通るんですけど、障がい福祉っていうと障がいの福祉。障がいを福祉する、なんだろうっていうふうに日本語としておかしいですね。なぜこんなことになるかという、サービス計画の障害福祉計画とかの部分で、2006年の障害者自立支援法の中で、障害福祉サービスという言葉が登場してそこから障がい福祉という言葉が歩き出したということで、そのところからおかしいなと思ってはいたんですけど、日本語としておかしいので、これははこだて障がい者福祉プランというふうに示す必要があると思いますので、ご検討よろしく願いいたします。以上です。

【佐藤会長】

名称については、昨年度後半で、このことについてご意見があればということで伺っていたんですけども。今日そういった意見が出ました。事務局、これはどうしましょう。何か他に意見いただきましょうか。

【吉田主査】

一旦事務局の方で検討させていただきたいと思います。

【佐藤会長】

先ほどの説明で次回の委員会までに、そういったことについての意見を出していただきたいということでしたので、それも含めて、事務局の方で検討していただきたいと思います。今この場で案として出していただくということがあれば、ご発言をいただきたいと思います。

【野村委員】

よろしいですか。ありがとうございます。1回目で、今、廣畑先生からかなり根本的な問題提起で、ささいなことになるかもしれませんが、発言がないと寂しいもんですから、2点ほど、今日このいただいた資料4の特にこの2枚目の具体的なプランを、これから膨らましていくといいでしょうか、実体化していくっていうのはこの委員会の役目だと思うんですけども、2点ほど、ちょっと感想めいた話も含めて今日初めての方もいらっしゃるもんですから。

1つは福祉を取り巻くこの障がい者の現状についてのデータ、去年も私同じような話を聞いたかもしれませんが、私も去年の9月からですねこの白杖を頼りに、外を歩くという状態になって8ヶ月ぐらい経つんです。視覚障がい者の1級・2級のデータを見ると500人を超える方が手帳を持ってるんですが、ほとんど町で白杖を持った方を見ないんです。私湯の川なので視力障害センターを利用されてる方で白杖ついてる方、たまに会う事あるんですけども、ですからこの500人以上も1級・2級の方がいて、こういう方々が外出どうしてるんだろうということが、ちょっと気になる、その立場になって思うということが1つ。

それからもう1つ、今日道新に市役所のパネル展示の大きな記事が出てまして、岩島課長も大変的確なコメントされていてありがとうございます。私はSNSが非常に発達した時代であっても、こういう地道な啓発と、それを今日も報道関係も来られてると思うんですけども、新聞・テレビ等で取り上げて啓発を重ねていくということがとても大事じゃないかなというふうに思っています。人間その立場にならないとピンとこないこともあって、私も目が悪くなるまであまり感じなかったんですが、例えば知らない場所、例えばビルだとか、ホテルとかに行って、食事をして、1番困るのはトイレの場所がすぐ見つけられないんです。それで、白杖持って、お店の方に、トイレどちらですかって聞くんですが、右手でございましてということで説明されても、右手はどのくらいでどんな目印のところにトイレがあるかわからないとたどり着けないんです。それからあちらでございましてって言われても、あちらがどちらか見えないっていう。ですからやっぱりその立場に立った、障がいのそれぞれの特性に応じた、個別具体的なサポートといいましょうか、関わりってことが求められてるんだなというのを、自分がその立場になってしみじみ感じるもんですから、そういう地道な啓発の積み重ねということが、これから大きな目標を立てることももちろん大事ですけども、そこがまず基本にあるんじゃないかなということを感じています。

それから具体的な議論はこれからになると思うんですが、国の指針でも発達障がいっていう言葉が出てきません。従って市のこちらのプランの中にも、発達障がいという言葉が出てきません。実は発達障がい福祉手帳とかあるわけじゃないので、非常にデータの発達障がい者が何人いてというようなことがデータ的に出にくいということがあります。従って行政目標を立てる場合に、データがはっきりしないものについての計画だとか、そういう方策を立てるってことは非常に難しいことはわかるんですが、発達障がいベースで、様々な困難を抱えてるっていう人は間違いなくたくさんいると。私は不登校とかひきこもりだとか、発達障がいに関わるいろんな家族会等の活動していて、特にそれは感じるんですが、今回のデータを見ますと、精神保健福祉手帳の所持者が3,500人ぐらいデータが出てます。いろいろお話聞くと、例えば私どものひきこもりの会なんかでも、精神疾患で治療を受けてる方も結構いるんです。精神保健福祉手帳を持ってる方々も結構いるんです。手帳持ってる方のお話聞くと、ベースに発達障がいがあって、その発達障がいがいっかり周囲に理解されずに不適切な関わりをされることが引き金になって、言ってみれば二次障がいとして、精神障がいを発症すると、こういう事例がやっぱり結構あるわけなんです。

ということで、精神障がいについての地域包括ケアシステムというのは、とっても私は大事な事業項目だと思ってんですけども、何らかの形でその中に、発達障がいに対する理解と啓発、支援、こういった項目を取り入れていただけないだろうか。これは今後の議論ですけども、方向性についてのご願いということで、以上2点、感想と今後の方向についての提案でございます。以上です。

【佐藤会長】

佐藤です。ありがとうございました。事務局から3点ほどあったコメントに対して何かコメントしていただいてもいいですか。

【岩島課長】

事務局岩島です。ご意見ありがとうございました。確かに発達障がいの方が多くなってきているのを私も感じてますので、この計画の中では、精神障がいの中で議論していくのか、どうなのかということもありますが、発達障がいのことも盛り込んでいけたらなと思っています。また、様々なことに関する普及啓発活動についても、皆さんの意見を聞きながら、市としてもいろいろ取り組んでいきたいと思いますので、これから計画策定する中で意見を言っていただければと思いますので、よろしくお願いします。

【佐藤会長】

佐藤です。視覚障がいの人たちをあまり見ることはないというお話でした。実は、障がいを持つて人たちは、市内でいろんな活動をしてる風景ってあまり見ないんです。大体2%ぐらいの人口割で、障がい者がいるというふうになってるんですけども、この会場でいくと、3人弱ぐらいの人がいてもおかしくない。障がい者手帳を持っている人が、今日は3人。私の認識でいくとそういうことになるんですが。そういった意味ではほぼデータ通りの出席かなと思うんですが、そういうふうにはならないんですね。1つには、いろんな施設に入ってる人たちが結構いるということで、なかなか外出をする機会がないということ。それから、在宅にいて、外出支援がなかなか思うようにいかないということで、外出ができないという人たちも結構いるんです。そういったことで、苦労なさってる方がいる、そんなふうに思っておりました。細かいことでいろいろそういうことに関して、議論っていうのがあって、公共の乗り物が利用しづらいとか、それから道路歩いていると、でこぼこだらけの道路でつまずいて転ぶとか。いろんな条件があってなかなか外出しづらいっていう問題もあって、そういう声をたくさん出していただいて、何らかの機会の良いまちづくりにしていけばいいのかなって、そんなふうに思ったりもしてますので、いろんなところで、私も発言してますけれども、できたら皆さん方で、ああいうところは直して欲しいねとか、そういったものも発言していただければとてもいいかなと、そんなふうに思っていました。他に今のお話の中で、気づいたこととか、フォローすることで、何かありますでしょうか。

【島委員】

皆さんご苦労さまです、島でございます。

まず1つ、今会長の発言の中にありました%の話なんですけど、これちょっと会長に確認をさせていただきます。その2%とおっしゃいましたがそのどういう、どこからのどういう出典でしょうか。私の認識はもう少し高い分布率、自然の分布率はもう少し高いだろうと思ってますっていうふうに思ってるのが1つ。

そして、ここに出てくる数字というのは、手帳保持者等の数なので、実態の障がい当事者と今言われている、手帳を持たないで相当の困難を持っているという人たちも含めると、もっと数が多いというふうに認識をしております。

それから次の話ですけど、野村さんの発言ございましたが、とてもありがたい話で、本当に障がい当事者が社会にどのぐらい分布して、共に生活されてるかっていうことを、まずは地域社会が知る機会を増やしていく必要があるというふうに思ってます。そこで野村さんの発言の中で、視覚障がいっていうところに1つ特化するとするならば、障がいというのは、大きく2つあるだろうと思います。それが社会に参加するときの物理的な移動の制約。それからもう1つが、情報コミュニケーションの冒頭の話であったように、今年7月から素晴らしい条例ができますけれども、そういう情報コミュニケーションに関する障壁みたいなのが、私たち視覚障がい者の生活には存在しております

す。その中でそういう観点から言いますとこの計画の中で、今年できる手話言語条例とそれから情報コミュニケーション条例と、ここの部分の新しくできる条例に関連するこのプランの中で、位置付けとしてどのような形で表現されていくのかということを、ここで最初なので、皆さんの共通認識を持たせていただきたいと思うので、事務局の方に、どういう形で盛り込まれていくのか、具体的に制度化される上でどういうふうに反映されていくような道筋を引いていく想定なのかということをお示しいただきたいなと思って質問させていただきます。以上です。

【佐藤会長】

佐藤です。他にこの件に関して、ご質問ご意見ありますでしょうか。

【酒井委員】

酒井です。よろしくお願いします。初めての私今回会議でして、もし間違っただけでいいからごめんなさい。私、人権ってということもやっています。先日聾学校に参加させていただきました。学校の先生たちはすごく一生懸命耳の聞こえないなりに工夫しながら授業をやっている姿も見ました。その中で耳の聞こえない中では、私たち高齢になってくると耳も聞こえない、それも障がいの方に繋がっていくのではないかっていうことも話を聞きました。その人権をいってる時に、私達も何かのサポートってということで、子どもたちと一緒に障がいの方の授業をさせていただいてます。その時に子どもたちってのが、その障がいってことに理解してないっていうか、わかってない部分をすごくよく感じる場合があります。この中で今回福祉プランということで書かれているんですけども、教育・育成っていう中で、障がい児療育の充実、学校教育の充実ってということで書かれているんですけども、この中に先ほど皆さんから出ているように、その障がいの啓発活動、啓発っていう部分をもっと入れなければ、私たちが障がいっていうもの子どもたちがいじめだとかそういうものにも繋がると思いますので、その辺を入れていると、もっと違う感じで、福祉プランにも繋がっていくのではないかと思いますので。発言させていただきました。

【佐藤会長】

ありがとうございます。事務局の方でそれぞれコメント、意見を出していただけますでしょうか。

【吉田主査】

まだ骨子案は作成中ではございますけれども、まず島委員の方からありました、情報コミュニケーション条例、手話言語条例の情報コミュニケーションの推進については、基本目標、基本指針など、そういったところの中で生活環境のバリアフリーというか、項目立てて入れていきたいと思っております。酒井委員の方から、啓発のお話がありましたけれども、障がい者の理解促進ということで、ヘルプマークの啓発なども含めて、心のバリアフリーとか権利擁護が、基本目標の1番目とか2番目とかに上がってくる項目かなというふうには検討しております。

【佐藤会長】

佐藤です。いくつかご意見をいただきました。事務局の方で持ち帰るという部分もありますけれども、今日は1回目の委員会ですので、いろんなご意見を伺って、それをまとめていくっていう、そういったことになるかと思うんですけども、改めてこのプランのことについて、意見を出しておきたいという方いらっしゃいますでしょうか。

【島委員】

今、吉田主査の方からご答弁の中のリクエストとして発言させていただきますと、生活環境のバリアフリーというくくりの中で、この手話言語条例と情報コミュニケーション条例に関連する施策

については表現されていくと、反映されていくというお話がありました。それはそれで適切だと思います。一方、生活環境を整備するということと同じ程度必要なのが、社会参加を支援することが一方で必要になってくる。これの両輪で、当事者の本当の実態的な社会参加とか、社会の中でともに生きてるという存在を、本当に普通に認識できるような社会参加の促進というのが実現するんだと思うので、そういう観点も含めてこのプランの中では、環境を整備する。すなわち、整備した上で、社会参加を促進していくという施策の考え方を1つの軸に置いて欲しいなというところで1つリクエストさせていただきました。以上です。

【佐藤会長】

佐藤です。社会参加の問題については、大きな問題でもあるんだと思うんですが、考えてみるとだいぶ以前にそういったことについては要望を出したり、いろんな意見を集めたりしたんですけども、なかなか思うようにいっていないということが現状でもあるんですけど、この機会に、その件に関する条例を作ってもいいのか、ちょっと今話を聞きながら、そんなふうに思ったり、今度、今回のプランについて、こういうことも含めて、改めて自分の周りを見ながら、こうすべきかなっていうそういったことを考えていきたいな、そんなふうに思っていました。共生社会のことについても、先ほどの説明の中にもありました。障がいを持ってる人だけじゃなくて、高齢者や児童やいろんな人たちが、そこで安心して暮らせるような環境を作るってということについては、いろんな方たちが今までも発言をしてきました。こういうことをずっと言い続けていく必要があるのかな、そんなふうにもちょっと思っているんですけども、今回のプランについても、そういったことが、いろんな形で盛り込まれていけばいいのかな、そう考えておりました。改めて、説明があった資料4、5について、他にご意見ございませんでしょうか。

【納谷委員】

納谷です。社会参加とか、障がい者のことなんですけど、いつも私は思うんですけど、こういう計画を見たら、絵にかいた餅だなと思っちゃうんですね。ていうのは、障がいを持ってる人たちとそうでない人たちが余りにも接することがない社会じゃないかな。今はまだ。そういうことがないように、こういうことを計画をして、国が進めて、自治体においてきてって、こういう会議をやれるんだと思うんですけど。1番やっぱり障がいを持ってる人とそうでない人の交流が1番近道かなと思うんですけど、それをどういうふうにやればうまくいくのか私にはちょっとわからないんですけど。障がいを持ってる人が、何か見えないんですね。私たちの家族会は精神障がいを抱えてる人たちなんですけど、さっき野村さんがおっしゃってましたけど、発達障がいっていうものを持って、今は診断とかが割と病院でもちゃんとできるようになってきたので、それは社会が発達障がいっていうものを認めるような時代になってきましたけど、それに対する解決というか社会がついていってないような気がする。精神障がいを抱えた人ってのは私たちの家族の当事者を見てれば、それが根っこにあるし、非常に多いんですね。だから、そういうことも念頭に置いてこういう計画を立てていってもらったらいかなと思うんですね。障がい者とそうでない人の交流っていうのが、結局見えてこない障がい者はどこにいるんだろうってことなんですよ。特に函館のような人数が25万人ぐらいの中規模の市っていうのは、見えないっていうのが、私たちの周りにそういう人たちがいるはずなんだけども見えない。これはどうしたらいいんですかね。そういうことがないと障がい者の社会参加だとか自立だとかって、ほど遠いんじゃないかなと思います。以上です。

【佐藤会長】

佐藤です。納谷委員の話は非常に難しいですね。本当に深刻な悩みでもありますし、やっぱり我々の策定の中での1つの目的でもあるんですね。障がいを持ってる人と持っていない人と同じ場所で同じように交流を深めていくっていうことの、良さっていうのはとてもあるんで、今までも

函館市でもいろんな事業を提案してやってきたところもあったんですけども、いかんせん参加する人が非常に少ないっていう問題もあって、だからやっぱり、これは事業として成り立つのかっていう、市もそれなりの予算を計上して、やってた時期もあったんですけども、なかなか難しいんだろうと。そういった意味で我々何かやる時に、多くの人たちに参加していただけるようなPRをしていくっていうことも1つ大事なことのかなと。そんなふうにいるんですね。ですから、今日集まった委員の方にはその他の中で、ちょっとあれば出していきたいと思うんですけど。こういうことがあるんで、ぜひご参加していただきたいとか、そういったことをお知らせしながら少しずつ、やっていくのが大事なかなとちょっと思っています。余計な回答してしまい申し訳ないですけど。他にいらっしゃいませんか。

【石井委員】

石井です。初めて参加しました石井と申します。先ほどの意見、交流の場というのが、ありまして、ちょっと私気が付いたんですが、フードフェアとか、グルメサーカスなど、交流がありましたよね、集まる場所が。私たち聞こえない者にとってはすごく不便なんです。コミュニケーションの使い方とか、欲しいと言っても通じないことがたくさんあります。先ほどのお話で、障がいを持つ人、持たない人の交流の場。こういうのが利用できれば、例えば、言い方はちょっとおかしいかもしれませんが、障がい者フェスティバルみたいな交流の場があれば、そういうのを利用したらいいかなと、私の意見ですけども出してみました。皆さんと交流できればいいなと思いました。今の意見を聞いて出しました。手話フェスティバルというのは、毎年3月に、私たちの協会で行っています。よろしくお願いします。意見ありがとうございました。

【佐藤会長】

他にございませんでしょうか。意見が出尽くしたでしょうか。出尽くすことはないですね。まだまだあるんだろうと思うんですけども、今日のこの仮称でありますけれども。障がい者福祉プラン、次回以降、またいろんな議論ができればいいかなと思います。最後になりますがその他、今日出されたもの以外でご発言をいただきたいと思いますが、その他で、皆様方ご意見ございませんでしょうか。

【野村委員】

すいません。簡単に資料、私の関わっている不登校発達障がい、ひきこもり関係の様々な会が、今、当地にも増えてきてますね。その一覧を今日持って参りました。あとそれをに基づいて、毎月行事予定を発行してまして。これについては私のホームページに掲載するほか、希望者にはメールで配信してますので、もしこういう情報を定期的に欲しいという方があれば、私に連絡いただければと思います。もう1点は7月18日に社会福祉士会道南地区支部が、子ども若者フェスタという、交流啓発イベントを開催して、展示ブースなんかも作るってことなんで、各団体それぞれ資料提供なり、来た方と相談を受けるといった、そういったブースも作るというふうに聞いてますので、よろしければこういったことに関わる方々にご紹介いただければありがたいなと。いうことの資料提供でございます。以上です。

【佐藤会長】

ありがとうございました。改めてその他ございますでしょうか。

【吉田主査】

第2回の委員会につきましては、スケジュールでご説明した通り、8月下旬をめどに開催したいと考えております。日程が決まり次第、ご案内いたしますので、よろしくお願いいたします。

【佐藤会長】

ありがとうございました。ちょっと予定より早いんでしょうか。今日はこれでこの委員会を終了させていただきます。1回目あんまり意見出ないかなと思ったら思いのほか出ました。活発な意見をいただきながら、いろんな形でそれぞれ共有しながら、今回のプランづくりをしていきたいというふうに思っています。今日は、ご協力いただいてスムーズにすることができました。本当にありがとうございました。